

大阪狭山市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 2 6 年(2014年) 2 月 2 7 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣  
薦 田 育 子

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

政策調整室市民協働・生涯学習推進グループ

- ・自治振興事業
- ・市民公益活動促進事業
- ・ボランティア活動支援事業
- ・まちづくり円卓会議事業
- ・南中学校区円卓会議推進事業
- ・南中学校区円卓会議コミュニティカフェ事業
- ・南中学校区円卓会議地域コミュニティ交流事業
- ・第三中学校区円卓会議推進事業
- ・狭山中学校区円卓会議推進事業
- ・文化会館管理事業
- ・文化振興事業
- ・防犯対策事業
- ・南中学校区円卓会議防犯事業
- ・都市間交流事業

#### 2 監査の範囲

平成25年4月1日から平成25年11月30日までの財務に関する事務

#### 3 監査の実施期間

平成25年12月10日から平成25年12月24日まで

#### 4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを見直し、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

### 第2 監査の結果

市民協働・生涯学習推進グループの財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

市立西幼稚園

#### 2 監査の範囲

平成25年4月1日から平成25年11月30日までの財務に関する事務

#### 3 監査の実施期間

平成25年12月10日から平成25年12月24日まで

#### 4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、備品台帳から7種類16品を抽出し、現品との照合によりその保管状況について確認を行った。

### 第2 監査の結果

市立西幼稚園の財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。